

大和市柳橋ふれあいプラザ指定管理者募集要項

平成27年7月

大和市環境農政部

大和市柳橋ふれあいプラザ指定管理者募集要項 目次

1. 施設の概要

- (1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割
- (2) 施設の概要

2. 指定管理者にあたっての条件

- (1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (2) 指定期間
- (3) 使用料金制
- (4) 指定管理料
- (5) 管理の基準
- (6) 委託の制限
- (7) 業務の引継ぎ
- (8) モニタリング
- (9) 事業の継続が困難になった場合の措置
- (10) リスク分担
- (11) その他留意事項

3. 申し込みの手続き

- (1) 応募資格
- (2) 提出書類
- (3) 応募者説明会
- (4) 質問の受付
- (5) 提出期限

4. 選定等の基準

- (1) 選定方法
- (2) 選定基準
- (3) 面接審査
- (4) 選定結果のお知らせ

5. 指定管理者の指定

- (1) 指定管理者の指定
- (2) 指定の年月日
- (3) 協定の締結

6. スケジュール

7. 添付書類

8. 提出先及び問合せ先

1 施設の概要

(1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市柳橋ふれあいプラザ（以下、「プラザ」という。）は、ごみ焼却施設の余熱を利用した市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を目的として整備されたコミュニティ施設です。

本施設は景観上のバランスを考慮し、曲面を基調とした柔らかな外観が特徴であり、ごみ焼却処理施設管理棟の2階に平成6年4月に設置されました。集会室や浴室等が設けられ、これまで多くの方々に利用されてきました。

平成18年度から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者制度を導入し、民間事業者に管理運営を委任してきました。平成28年3月末日をもって指定期間が終了することから、引き続き、広く事業者を公募し、管理運営についてサービスの向上や経費の縮減などの創意工夫のある提案を募集いたします。

(2) 施設の概要

(ア) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ

(イ) 所在地 大和市草柳三丁目12番地1

(ウ) 開館時期 平成6年4月開館

(エ) 建物の概要

・ 建築面積	1, 319. 64㎡	(管理棟全体)
・ 延床面積	1, 199. 86㎡	(管理棟2階プラザ施設部分)
・ 施設内容	ロビー兼ギャラリー	92. 43㎡
	第1集会室(120名)	189. 48㎡
	(ビデオプロジェクター、放送器具)	
	第2集会室(30名)	73. 32㎡
	会議室(15名)	32. 98㎡
	トレーニング室	105. 49㎡
	(スカイウエル、健康器具)	
	調理実習室	19. 73㎡
	娛樂室(50名)	135. 53㎡
	岩風呂(20名)	40. 50㎡
	檜風呂(20名)	48. 02㎡(サウナ付)
	談話室(囲碁、将棋)	14. 61㎡
	展示コーナー	43. 93㎡

2 指定管理にあたっての条件

(1) 指定管理者が行う業務（詳細は別紙仕様書のとおり。）

(ア) 施設の運営に関する事項

- ・ プラザの使用の承認に関する業務
- ・ プラザの使用料に関する業務
- ・ 受付、案内、場内巡視及び利用者指導等の業務
- ・ 統計業務（利用状況等の日報、月次報告書、年間報告書等の作成、報告業務）
- ・ 非常時の緊急対応及び連絡調整業務
- ・ 物品の管理業務

(イ) 施設及び設備の維持管理に関する事項

- ・ 施設及び設備の保守点検、修繕に関する業務は環境管理センターと一元化した管理が必要であるため、軽微な事項を除き、光熱水の供給を含め、市が管理します。

このため、指定管理者は、施設の運営管理に伴う日常業務及び軽微な修繕を行います。

(ウ) 自主事業実施に関する事項

- ・当該施設の設置目的に応じて、大和市柳橋ふれあいプラザ条例（以下、「条例」という。）に定める指定管理者が行う業務を妨げない範囲において、市の承認を得て、地域文化活動の支援、鑑賞活動の企画及び実施、情報交流・相談等の自主的な事業を行うことができます。

(2) 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

(3) 使用料金制

条例に基づく、使用料金制とします。

なお、使用料の額は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」により指定期間中に見直す可能性があります。

*使用料については、指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

(4) 指定管理料

(ア) 市は管理運営に必要な経費として、指定管理料を毎月ごとに支払います。

(イ) 年間指定管理料は（消費税及び地方消費税を含む）下記の金額を上限として、提出された収支予算書の提案額に基づき、協定書で定める額とします。

なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となりますのでご注意ください。

【年間指定管理料上限額】

平成28年度 指定管理料の上限額 15,552,000円（1年間）

平成29年度から平成32年度 指定管理料の上限額 15,840,000円（1年間）

*消費税及び地方消費税の税率は、平成28年度は8%、平成29年度以降は10%で計算してください。

(ウ) 指定管理料は団体等の口座とは別の口座で管理してください。

*剰余金の取扱いについては、指定管理者に帰属するものとします。

*施設内に設置されている自動販売機に関する収入は指定管理者の収入とはなりませんので、指定管理料（提案額）の積算において算入しないようご注意ください。

*仕様等の変更により、協議の上、指定管理料を変更することがあります。

(5) 管理の基準

(ア) 開館時間

・午前10時から午後9時まで。

*指定管理者が特に必要と認める場合は、市の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができます。

*上記に関わらず、市が、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがあります。

(イ) 休館日

・月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、当該日の直後の休日でない日。

・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。

*指定管理者が特に必要と認める場合は、市の承認を得て、休館日を臨時に変更することができます。

*上記にかかわらず、市が、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することがあります。

(ウ) 従業員等の配置

・原則として、下記の従業員を配置してください。

① 総括責任者 1 名

② 受付・事務員 2 名（受付・事務員については、午前 9 時から午後 9 時までの間、常時 2 名を配置すること。）

(6) 委託の制限

指定管理者は、(1) の業務を一括して第三者に委託することはできません。

ただし、次の業務については委託可能とします。

再委託可能業務

業 務 名	
1	座布団クリーニング業務
2	浴槽水水質検査業務（温度、残留塩素、臭気、外観、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群数、濁度、レジオネラ属菌）

(7) 業務の引継ぎ

指定期間満了後若しくは指定の取消等により次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。また、指定期間の終了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとします。

指定期間終了に伴う引継ぎ業務期間内に発生する費用負担については、すべて次期指定管理者の負担となります。

平成 27 年度中に現指定管理者が受けた施設の予約について、予約時と同一条件での使用を保証することになります。

* 引継ぎ前に雇用されている職員の継続雇用の配慮をお願いします。

(8) モニタリング

プラザのサービスの維持向上と、安定的で効率的な管理運営が行われるよう、市は指定管理者の施設管理運営について定期モニタリング及び事業評価を実施します。その結果指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止又は指定の取消しを行うことがあります。

なお、市の監査委員が必要と認めるときなどは、指定管理者の公の施設の管理に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

(ア) 定期モニタリング

プラザの管理の適正を期するため必要と認めるときは、定期的に、指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、必要に応じて指示をすることができるものとします。

＜指定管理者が提出する報告書＞

○日報

○月次報告書

○年間報告書

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に協定書に定めた事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、市に提出するものとします。

(イ) 自己評価（セルフモニタリング）

施設の管理運営がプラザの設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己評価を行うものとします。

また、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取入れる取組みも行うものとします。

(9) 事業の継続が困難になった場合の措置

(ア) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取り消しができます。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(イ) その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(10) リスク分担

リスク分担については次のとおりとします。

【リスク分担表 ○：主負担 △：従負担】

種 類	内 容	負担者	
		市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
周辺住民・市民等 及び施設利用者へ の対応	事業に対する苦情、反対、要望、訴訟	○	△
	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応	△	○
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	△
	一般的な税制変更等		○
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協	議
書類の誤り	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備・ 備品類の損傷	経年劣化によるもの（1 件当たり 3 万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（管理者の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	

	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり3万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協	議
第三者への賠償	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協	議
需要変動	利用者の増減に伴う管理者の収益の増減		○
情報の保護	管理者が知り得た情報の漏洩		○
債務不履行	管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	管理者の責めによるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	管理者の責めによるもの		○

(11) その他留意事項

(ア) 法令等の遵守

- ・業務の遂行にあたっては、大和市柳橋ふれあいプラザ条例、同条例施行規則及び地方自治法等の関係する諸法令、条例等を守り、仕様書に従い業務に支障をきたさないよう適正に遂行してください。

(イ) 保険加入

- ・施設賠償責任保険へ加入し、施設内における事故等への適格な対応を行ってください。なお、てん補限度は次の表に定める額を最低額とします。

て ン 補 限 度 額			
施設賠償責任保険	対人	1名につき	1億円
		1事故につき	3億円
	対物	1事故につき	1,000万円

- (ウ) 自動販売機に関するトラブル（釣り銭切れ、機械の故障破損による設置業者への連絡等、空き缶・空き瓶への対応）や、販売物搬入に対する支援等については、自動販売機の設置業者と直接対応してください。

3 申し込みの手続き

(1) 応募資格

(ア) 応募資格等

- 応募者は、法人その他の団体（以下「団体等」という）、若しくは共同事業体とし、個人での応募はできません。共同事業体で応募する場合は共同事業体を代表する団体等を定めてください。

(イ) 欠格事項

次に該当する団体等（代表する団体等を含む）又はその代表者は、応募者となることはできません。

- ・法律行為を行う能力を有しない者であること。
- ・破産者で復権を得ない者であること。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。
- ・引き続き2年以上その営業に従事していない者であること。
- ・国税、地方税等を滞納している者であること。
- ・指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けた者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
- ・大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
- ・2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。
- ・共同事業体の場合には、構成する団体のいずれかが以上の条件に該当すること、又は応募時に「共同事業体協定書」を提出できないこと、若しくは選定後協定締結時まで代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと。
- ・その他市長が指定管理者として適当でないと認める者であること。

(ウ) 複数応募の禁止

単独で応募した団体等は、共同事業体による応募の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体において同時に構成員となることはできません。

(エ) 共同事業体による応募の構成員の変更

共同事業体による応募の場合、代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて応募書類の再提出を求めます。

(オ) 応募に関する留意事項

・接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

・応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

・虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

・応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

・応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式5）を提出してください。

・費用の負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

・提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 提出書類

- (ア) 指定管理者指定申込書（大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則 第1号様式）
- (イ) 定款等 最新のもの
- (ウ) 登記簿謄本 申し込み日前6ヶ月以内
- (エ) 申請団体の収支予算書及び事業計画書 （最新のもの）
- (オ) 申請団体の収支決算書及び事業報告書 （最新のもの）
- (カ) 企画提案書（別紙様式1）
- (キ) 収支予算書（別紙様式2）（各年度毎）
- (ク) 団体の財産目録
- (ケ) 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出
- (コ) 団体の概要がわかるもの 団体自身の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (サ) 法人税（個人にあっては所得税）、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除く）
- (シ) 大和市内に営業所を有する者については、市民税、固定資産税の納税証明書又は未納が無いことの証明書（徴収猶予を受けている場合を除く）
- (ス) 理事・評議員及び役員等（実質的に経営に関与するものを含む）の名簿（氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類）（別紙様式3）
（記載内容を神奈川県警察本部に照会することを了承すること。）
- (セ) 欠格事項に関する申立書（別紙様式4）
- (ソ) 共同事業体による応募の場合の必要書類（協定書、委任状、構成員名簿等）

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

提出部数 正本1部 副本15部（A4またはA4折込とする。）

(3) 応募者説明会

参加を希望する場合は、法人等の名称、参加される人数を応募者説明会の前日の午後4時45分までに、大和市環境管理センター施設課管理担当まで連絡してください。

(ア) 日時 平成27年8月5日（水）午後2時から1時間程度

(イ) 場所 大和市環境管理センター管理棟1階会議室

*駐車スペースが少ないため、車でのご来場はご遠慮ください。

(4) 質問の受付

質問は、任意の様式にご記入の上、直接ご提出いただくか、FAXまたは電子メールにて提出してください。電話や口頭等による質問は受付致しません。

なお、質問と回答の概要は、ホームページで公開します。

受付期間 平成27年8月6日（木）～8月14日（金）※必着

回答期日 平成27年8月21日（金）頃予定

(5) 提出期限

平成27年7月31日（金）から9月18日（金）までに、直接持参してください。

ただし、土曜日及び日曜日を除く

午前8時～午後4時45分まで

4 選定等の基準

(1) 選定方法

(ア) 資格審査（書類審査）

指定申込書の提出後、応募者の応募資格要件を満たしているか、仕様書で示す要求水準を満たしているか等について、提出書類に基づき事業担当課が審査を行います。

(イ) 選定委員会による審査（面接審査）

「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、「大和市環境農政部の所管施設等に係る指定管理者選定委員会」を設置し、提出された書類をもとに応募者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査を行います。

(ウ) 指定管理者の選定

市長は、選定委員会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定基準

大和市柳橋ふれあいプラザ条例第7条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定します。

(ア) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(イ) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。

(ウ) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(エ) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(オ) その他市長が別に定める基準

(3) 面接審査（応募者によるプレゼンテーション）

(ア) 日時 平成27年10月中旬（日時は、書類審査後、通知します。）

(イ) 場所 書類審査後、通知します。

*面接審査は、公開で行います。ただし、応募団体関係者は入れません。

*審査会における審議過程については、非公開とします。

(4) 選定結果のお知らせ

各団体あてに、平成27年11月中旬までに通知します。

5 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

審査終了後、市議会に対し指定管理者の指定に関する議案を上程します。市議会議決後に指定管理者を指定します。

(2) 指定の年月日

平成28年4月1日（金）

(3) 協定の締結

指定管理者と市との間で協議の上、協定書を締結するものとします。

協定の内容

- (ア) 総則に関する事項
- (イ) 業務の範囲と実施条件に関する事項
- (ウ) 業務の実施に関する事項
- (エ) 業務実施に係る市の確認事項
- (オ) 指定管理料に関する事項
- (カ) 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- (キ) 指定期間の満了に関する事項
- (ク) 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項
- (ケ) その他市が必要と認める事項

6 スケジュール

日程	内容
平成27年度	
7月31日	公募公告
7月31日～9月18日	募集要項配布及び申込み期間
8月5日	応募者説明会
8月6日～8月14日	質問受付
10月中旬	企画提案説明会及び選定審査会
11月中旬	選定結果の通知
12月下旬	指定に関する議会の議決
3月1日～3月31日	引継ぎ（現・次期指定管理者、市による協議後）
平成28年度	
4月1日	指定管理者の指定

7 添付書類

大和市柳橋ふれあいプラザ管理業務仕様書、大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則（平成6年大和市規則第2号）に規定された第1号様式、要項で定めた様式1、様式2、様式3、様式4、様式5

8 提出先及び問合せ先

大和市 環境農政部 環境管理センター施設課

住所 〒242-0026

大和市草柳三丁目12番地1 大和市環境管理センター管理棟1階

電話 046-(260)-5766 FAX 046(268)6715

電子メール ka_shise@city.yamato.lg.jp

第1号様式(第2条関係)

指定管理者指定申込書

平成 年 月 日

大和市長 あて

申込者 所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

(共同事業体・代表団体・役職氏名)

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添付の上、申し込みます。

記

- (ア) 定款等 最新のもの
- (イ) 登記簿謄本 申込日前6ヶ月以内
- (ウ) 申請団体の収支予算書及び事業計画書(最新のもの)
- (エ) 申請団体の収支決算書及び事業報告書(最新のもの)
- (オ) 企画提案書 (別紙様式1)
- (カ) 収支予算書 (別紙様式2)(各年度毎)
- (キ) 団体の財産目録
- (ク) 管理運営費見積書 予算書を補完する資料として必要に応じて提出
- (ケ) 団体の概要がわかるもの 団体自身の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (コ) 法人税(個人にあっては所得税)、事業税の納税証明書又は未納が無いことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)
- (サ) 大和市内に営業所を有する者については、市民税、固定資産税の納税証明書又は未納が無いことの証明書(徴収猶予を受けている場合を除く)
- (シ) 理事・評議員及び役員等(実質的に経営に関与するものを含む)の名簿(氏名、生年月日、性別、住所を記載した書類)(別紙様式3)
(記載内容を神奈川県警察本部に照会することを了承すること。)
- (ス) 欠格事項に関する申立書 (別紙様式4)
- (セ) 共同事業体による応募の場合の必要書類(協定書、委任状、構成員名簿等)

大和市柳橋ふれあいプラザ企画提案書

団体の名称	代表者の氏名	所在地等
連絡先	資本金	役員数
社員数	設置年月日	主な業務

項 目		概 要
施設の効用を最大限に発揮するものであること	1. 施設の特徴を生かした事業計画について	(1) 基本方針及び施設の特長を生かした企画について
	2. 施設利用者や使用者の平等利用の確保に対する考え方について	(2) 施設の利用又は使用条件の考え方について
		(3) 利用等の不承認又は承認取消の考え方について
		(4) 苦情処理体制について
		3. サービス向上の取り組みについて
		(6) サービスの評価及び利用者等の意見、要望への対応について
		(7) 地域のニーズに基づいた企画（事業）について

項 目		概 要
施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費について	4. 関係法令の遵守について	(8) 関係法令の遵守について
	5. 施設の適切な維持及び管理について	(9) 事故等の未然防止対策及び施設の保全に関する取り組みについて
	6. 施設運営の組織又は体制について	(10) 理事又は役員の構成について
	7. 管理に係る経費削減について	(11) 管理に係る経費削減の考え方について
	8. 効率的な経営について	(12) 指定管理業務に要する経費の算出根拠について
		(13) 業務の効率化に向けた考えについて
	9. 管理を安定して行う物的・人的能力について	(14) 事業者の理念、方針、経営状況等について
		(15) ISO規格（品質・環境）等について
施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力について		(16) 円滑な業務の引継ぎについて（引継ぎ前に雇用されている職員の継続雇用等）

	項 目	概 要
施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力について	10. 人員の確保及び育成について	(17) 選考方法、選考基準について
		(18) 経験ある職員、責任者・指導的立場の職員の配置状況について
		(19) 配置する人員数について(サービス水準の確保)
		(20) 年間研修計画及び研修内容について
	11. 関連施設の受注・経営実績について	(21) 関連施設の受注・経営実績について
	12. 資産規模及び管理状況について	(22) 資本金(基本財産)及び運用財産の管理状況について
	13. 債権債務の状況について	(23) 借入れの目的・規模・内容・償還計画について
	14. 経営マネジメントについて	(24) 人事管理、財務執行管理等について
その他	15. 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について	(25) 個人情報保護及び情報公開への考え方(理念)及び対応について
		(26) 施設運営の透明性の確保について

様式2

平成 年 月 日

収 支 予 算 書

団 体 名

所 在 地

代表者役職・氏名

(共同事業体・代表団体・役職氏名)

単位：千円

	項目	金額	内訳（積算根拠等）
収入	指定管理料		
	その他		
	収入合計(A)		
支出	人件費		
	事務費		
	事業費		
	施設管理費		
	事務経費		
	支出合計(B)		
収支(A)-(B)			
プラザ施設の管理及び運営業務についての収支の考え方			

様式 3

平成 年 月 日

大和市長 へあて.....

所在地
団体名
代表者名 印

大和市が行っている指定管理者からの暴力団排除の取り組みについて承知するとともに、警察署に対する照会及び通知に関し同意いたします。

商号又は名称										
所在地										
役職名	氏 名				生年月日				性別	住 所
	か		漢字		元	年	月	日		
備 考										

備考 1 かは半角で、元号はM、T、S、Hで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

備考 2 性別は、M（男）、F（女）のいずれかで記入すること。

備考 3 欄内に収まらない場合は、必要部数を作成し、提出すること。

様式4

欠格事項に関する申立書

平成 年 月 日

大和市長 へ

所在地

団体名

代表者役職・氏名

印

(共同事業体・代表団体・役職氏名)

当社（団体）は、次の指定管理者応募資格の欠格事項に該当していません。

万一、この申立内容に相違していたときには、指定管理者の応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

《欠格事項》

ア 法律行為を行う能力を有しない者であること。

イ 破産者で復権を得ない者であること。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者であること。

オ 引き続き2年以上その営業に従事していない者であること。

カ 国税、地方税等を滞納している者であること。

キ 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取消しを受けた者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。

ケ 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配人等であること。

コ 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者であること。

サ その他市長が指定管理者として適当でないと認める者であること。

様式 5

辞 退 届

平成 年 月 日

大和市長 あて

応募者

所在地

団体名

代表者名

印

(共同事業体名・代表団体名)

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者の応募について、次の理由により辞退します。

記

1. 辞退の理由
2. 担当者氏名
3. 所属・職名
4. 電話番号
5. FAX番号